

令和7年度 第3回相模原市大規模事業評価委員会 次第

日 時 令和7年9月19日（金）午後5時から

場 所 相模原市役所第2別館3階 第3委員会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について
- (2) 相模原市大規模事業評価制度について
- (3) その他

3 閉 会

【資料】

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る大規模事業評価について（答申案）…資料1

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る審議結果について（案）…資料2

相模原市大規模事業評価制度の見直しについて…資料3

相模原市大規模事業評価制度について（答申案）…資料4

相模原市大規模事業評価制度に係る審議結果について（案）…資料5

令和7年度 相模原市大規模事業評価委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
	いさか やすし 井坂 康志	ものづくり大学 教養教育センター 教授
	うすい あつこ 碓井 敦子	公認会計士
	おく ま み 奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
会長	おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授
副会長	よしかわ とおる 吉川 徹	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授

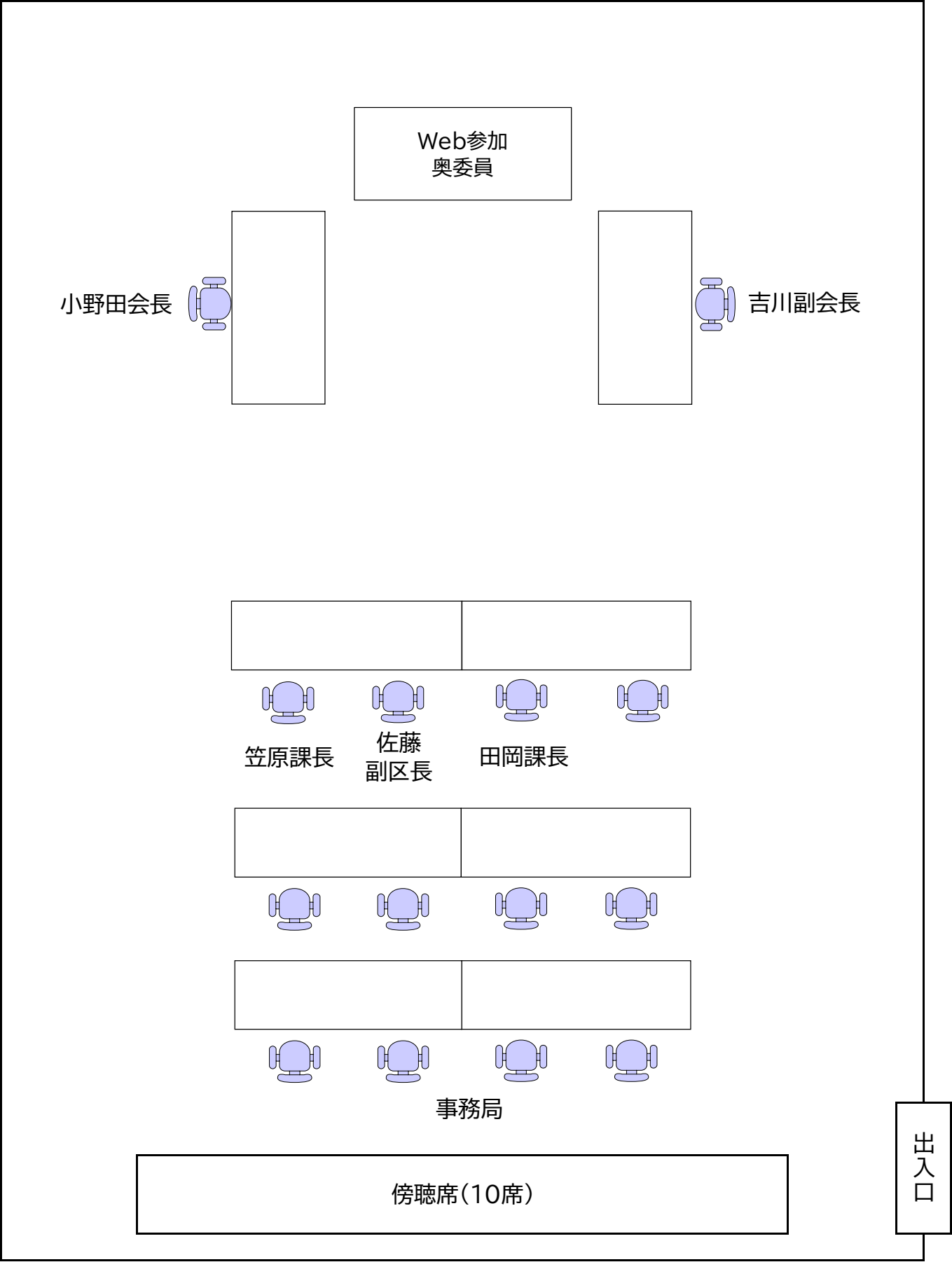
(五十音順・敬称略)

令和7年度 第3回相模原市大規模事業評価委員会 事務局等名簿

事務局等	所 属	職 名	氏 名
事業所管局	緑区役所	副区長	さとう ひろゆき 佐藤 裕幸
	区政策課	参事(兼)課長	かさはら まさのり 笠原 正則
	区政策課	総括副主幹	みたむら しゅんすけ 三田村 俊輔
	区政策課	主任	た の ひろあき 田野 啓明
	津久井まちづくり センター	主査	こむろ けいたろう 小室 恵太郎
	アセットマネジメント 推進課	主査	さとう ゆうじ 佐藤 裕治
事務局	経営監理課	参事(兼)課長	たおか ひろくに 田岡 宏邦
	経営監理課	総括副主幹	あ べ りょう 阿部 良
	経営監理課	主査	ひさだ あきら 久田 明
	経営監理課	主査	さとう ひでとし 佐藤 秀俊

令和7年度第3回相模原市大規模事業評価委員会 座席表

(第2別館3階 第3委員会室)



相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市大規模事業評価委員会
会 長 小 野 田 弘 士

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る大規模事業評価について
(答申)

令和 7 年 8 月 1 8 日付け 7 緑区政第 1 1 9 5 号で諮問のありました標記の件について、次のとおり答申します。

本事業を実施することは妥当である。

ただし、本事業の実施に当たっては、下記の点に留意すること。

記

- 1 相模原西メディカルセンター急病診療所について、築 4 4 年が経過しており、機能を新しい複合施設に移した後、耐用年数を迎えるまで現在の建物を保有し続けることは修繕等の費用が大きくかかるなどリスクがあるため、取扱いを検討していただきたい。
- 2 埋蔵文化財が出土する可能性もあるため、文化財保護法に基づく手続きも適切に行っていただきたい。
- 3 環境へのプラスの効果として、断熱化や省エネルギー設備によるエネルギー消費量の削減、オープンスペース・広場の確保や緑化を行うことによる良好な空間を創出といった面も今後策定する基本計画には打ち出していただきたい。
- 4 津久井中央公民館には、著名な現代芸術家の作品（レリーフ）、津久井の歴史や自然を象徴したホールの緞帳、噴水広場などがあり、地域文化や地域の記憶への配慮として、適切な対応を検討していただきたい。

以 上

「津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業」に係る審議結果について

相模原市大規模事業評価委員会(以下「当委員会」という。)は、令和 7 年 8 月 18 日付けで相模原市長から諮問のあった津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る大規模事業評価について、事業の着手前に、市が事業を実施する必要性や整備手法の妥当性などを市の提示した資料及び市からの説明に基づき検証・評価し、市としての対応方針の決定に資することを目的に、審議を行った。

【評価の視点】

- 事業の必要性
- 事業の妥当性
- 事業の優先性
- 事業の有効性
- 事業の経済性・効率性
- 環境・景観への配慮

また、これまでの主な経過は次のとおりである。

- 令和 7 年度 第 1 回(令和 7 年 6 月 13 日)
 - ・ 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業の概要について
 - ・ 大規模事業評価の視点等について
- 令和 7 年 7 月 28 日
 - ・ 現地視察
- 令和 7 年度 第 2 回(令和 7 年 8 月 18 日)
 - ・ 諮問
 - ・ 大規模事業評価自己評価調書(津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業)について
- 令和 7 年度 第 3 回(令和 7 年 9 月 19 日)
 - ・ 答申(案)について

- 所管局による市民意見募集
期間：令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
意見件数：意見なし

以下、当委員会の審議結果を示す。

1 事業の必要性

(1) 公共が担う必要性及び本市が事業を実施する必要性について

本事業は、老朽化により建替え時期を迎える津久井総合事務所を中心に、周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものである。

市政運営の最も基本となる相模原市総合計画のほか、相模原市公共施設マネジメント推進プランなどの関連計画等に位置付けられており、津久井総合事務所の建替えを契機として、市の公共施設を集約・複合化するものであることから、公共が担う必要があり、市が実施することは適切であると考えられる。

(2) 事業の必要性について

津久井総合事務所の本館の建替えが必要な時期を迎えていること、周辺の市の公共施設も長寿命化改修が必要な時期を迎えていること、また、行政機能の窓口が分散しており、利用者の不便が生じていることに加え、それぞれの施設に維持管理運営費がかかっており、管理の面においても非効率となっていることから、本事業が必要であることを確認した。

2 事業の妥当性

(1) 整備手法の妥当性について

整備手法については、複数の手法の比較検討を行い、民間活力の活用によりコスト縮減を図ることを検討しており、妥当であると考えられる。

なお、整備パターンについて、コストや機能面のほか、今後想定される隣接の中野小学校の改修への影響に鑑みても、現在の駐車場敷地に庁舎を建てる二棟建てのパターンではなく、現地で庁舎と市民活動施設を一つにまとめて建替えるパターンが妥当であると考えられる。

(2) 規模の妥当性について

複合施設に集約する公共施設については、必要な機能は確保しつつ、利用実態を踏まえた貸室の整理や既存施設の共用部分を集約すること等によって、相模原市公共施設マネジメント推進プランとの整合を図り、基本的には延床面積を縮減して整備する方向であることを確認した。

(3) 整備場所の妥当性について

整備場所は、県合同庁舎など公共サービスの機能が集う地域であり、そこに市の行政機能や市民活動機能を集約・複合化した施設を整備することにより、利用者の利便性向上が期待できることから、妥当であると考えられる。

(4) 事業の妥当性について

本事業は、津久井総合事務所周辺の公共施設を集約・複合化するものであり、老朽化した各施設を個別に建替えるよりも整備費や維持管理運営費等が優位かつ利便性向上が見込まれることに加え、新たに広場や駐車場を整備する土地を生み出すことができることから、本事業は妥当であることを確認した。

3 事業の優先性

(1) 事業着手時期の適切性について

津久井総合事務所の本館が築60年経過し建替えが必要な時期を迎えていること、また、周辺の市の公共施設も築40年前後経過し長寿命化改修が必要な時期を迎えていることから、事業着手時期は適切であると考えられる。

(2) 事業の優先性について

各公共施設において、建替えや長寿命化改修の時期を迎えており、施設の更新が喫緊の課題となっていることから、本事業の優先性が高いことを確認した。

4 事業の有効性

(1) 課題解決のための有効性について

各公共施設の老朽化が進行していること、また、行政機能の窓口が分散していることにより利用者の不便が生じていることに加え、それぞれの施設に維持管理運営費がかかっており、管理の面においても非効率となっている。

これらの老朽化した公共施設を集約・複合化することで、施設の管理運営業務の減少や、施設修繕等の維持管理運営費の縮減が図られることに加え、利用者の利便性向上が見込まれることから、課題解決に有効であると考えられる。

(2) 事業の有効性について

本事業は、津久井総合事務所周辺に点在する公共施設を集約・複合化していくものであるが、複合化せずにそれぞれの公共施設を個別で建替えた場合とのコスト比較が行われ、コスト面での複合化の優位性が示されるなど、本事業の有効性が認められることを確認した。

また、成果指標である公民館利用者数について、津久井地区の人口は減少傾向にあるが、施設のリニューアルやホールの多目的化により、現状と同等の利用者数が見込まれる可能性があることを確認した。

5 事業の経済性・効率性

(1) 費用及びその内訳の適切性について

概算事業費については、設計、建設、維持管理をまとめて民間に発注する「PFI手法」が採用され、設計、建設、維持管理をそれぞれ個別に発注する「従来手法」よりも優位な手法で算出していることから、現時点における事業費の積算については適切であると考えられる。

(2) 事業の経済性・効率性について

相模原西メディカルセンター急病診療所について、築44年が経過しており、機能を新しい複合施設に移した後、耐用年数を迎えるまで現在の建物を保有し続けることは修繕等の費用が大きくかかるなどリスクがあるため、取扱いを検討することが必要である。

6 環境・景観への配慮

(1) 周辺環境・景観との調和の配慮について

相模原市景観計画に基づく景観形成基準に適合した外観とし、水や緑などの津久井の持つ自然の魅力を感じられ、周辺環境に配慮したデザイン、色彩、配置計画とするなど、調和に配慮する方針であることを確認した。

(2) 周辺環境・景観への影響の低減／回避策について

周辺環境に与えるマイナス影響の低減／回避策について、必要な対策が検討されていることを確認した。

(3) 環境・景観への配慮について

埋蔵文化財が出土する可能性もあるため、文化財保護法に基づく手続きも適切に行う必要がある。

また、環境へのプラスの効果として、断熱化や省エネルギー設備によるエネルギー消費量の削減、オープンスペース・広場の確保や緑化を行うことによる良好な空間を創出といった面も今後策定する基本計画には打ち出すことが有効である。

7 その他

(1) 留意事項

津久井中央公民館には、著名な現代芸術家の作品（レリーフ）、津久井の歴史や自然を象徴したホールの緞帳、噴水広場などがあり、地域文化や地域の記憶への配慮として、適切な対応を検討することが必要である。こうした配慮が新しい施設への愛着に繋がり、利用促進が図られると思われる。

以 上

相模原市大規模事業評価制度の見直しについて

令和7年度第3回相模原市大規模事業評価委員会

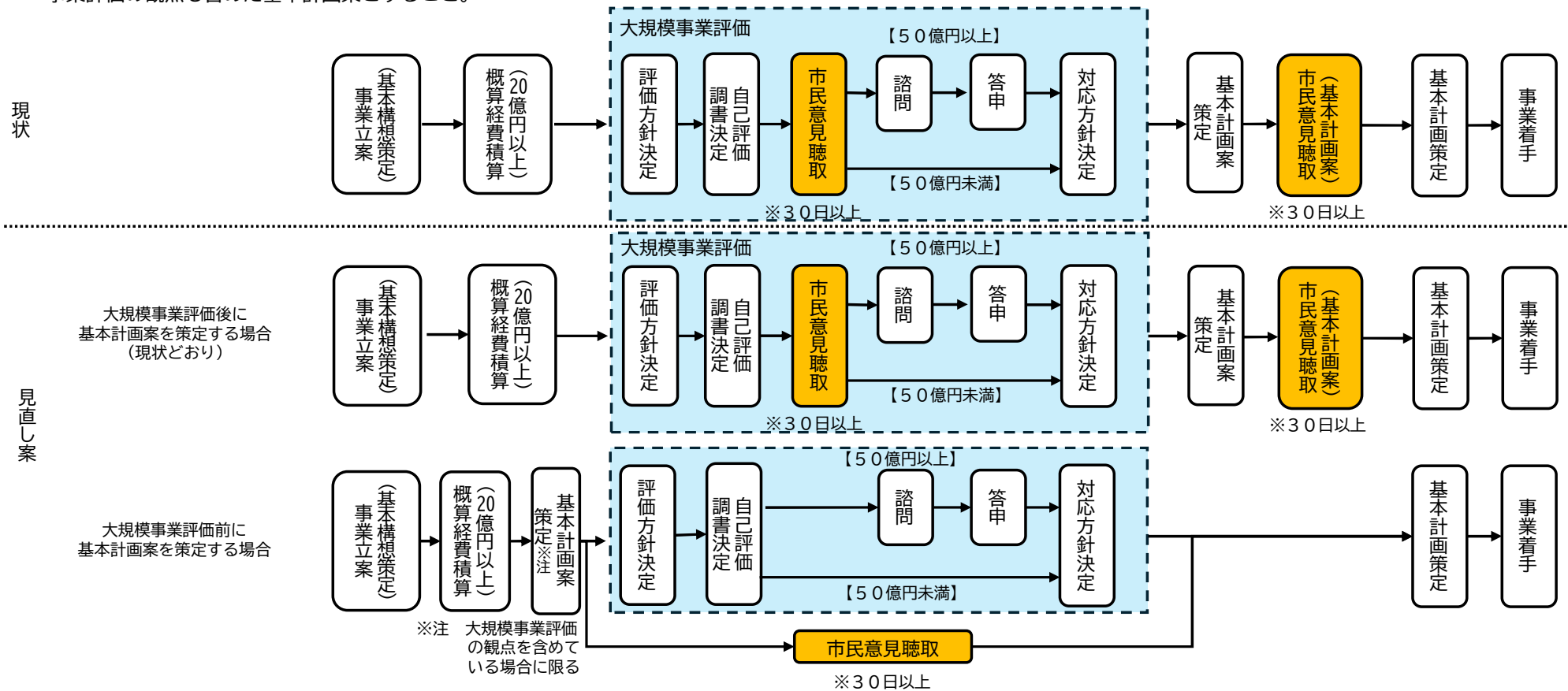
令和7年9月19日
相模原市 市長公室 政策部 経営監理課

市民からの意見聴取について

検討内容：基本計画策定等において市民意見聴取が予定されている案件の効率化を検討。

見直しの考え方：行政運営の透明性の確保を図りつつ、業務の効率化の実施。

見直し後：基本計画案策定後に大規模事業評価を行う場合、基本計画案に係るパブリックコメントをもって、大規模事業評価における市民意見聴取は行わないものとする。ただし、大規模事業評価の観点も含めた基本計画案とすること。



(2) 検討事項（「対象事業」及び「本市以外が実施主体の事業」について）

対象事業について

検討内容：市民生活に必要不可欠な事業を評価の対象外とすることについて検討。

見直しの考え方：大規模事業評価は「当該事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図ることを目的」（大規模事業評価実施要項第1条抜粋）としている。市民生活に必要不可欠な事業については、その性質上、大規模事業評価における評価において、当該事業を実施しないという評価結果となることが想定し難いことから、大規模事業評価の対象外とすることができるものとする。

見直し後：市民生活に必要不可欠な事業については、原則、評価の対象外とする。ただし、事業の性質等により必要に応じ、評価を行うことも可能とする。

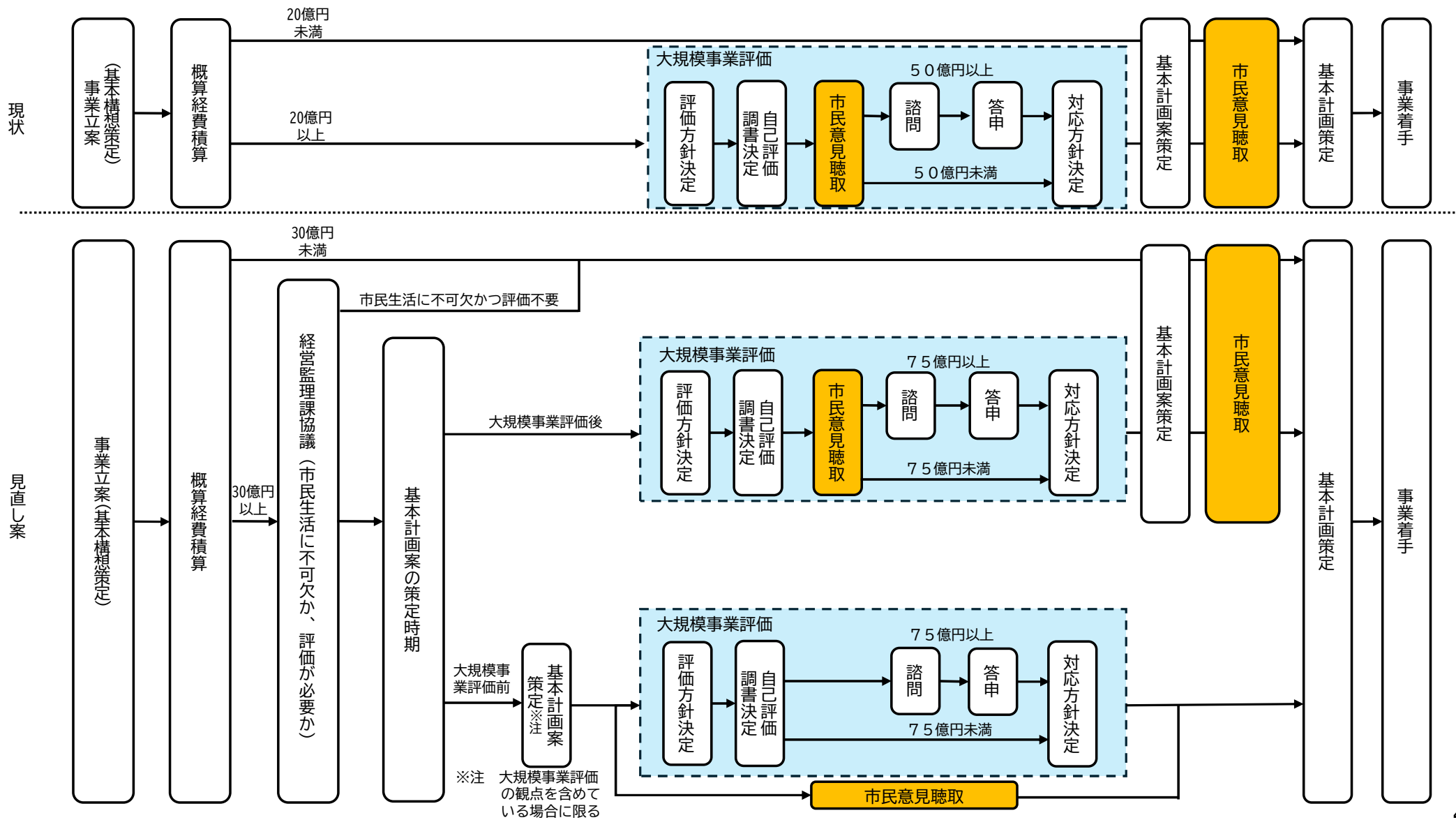
「市民生活に必要不可欠な事業」とは、「公共施設(公共建築物)の整備等に関する事前協議制度」における「市民生活に欠かすことが出来ない施設」として規定している施設（一般廃棄物処理施設・消防・防災施設、学校施設など、社会情勢の変化などを踏まえ、行政が担うべきサービスを提供する施設や法令に位置付けられている施設）と同様とし、事業所管課、経営監理課、アセットマネジメント推進課で協議の上、市民生活に必要不可欠な事業であるか否かの判断を行うものとする。

なお、市民生活に必要不可欠な事業を評価する際は、「公共が担う必要性」「市が実施する必要性」については、評価不要とすることができるものとする。

（参考）見直しにより想定される主な評価対象

評価対象外と想定される主なもの	評価対象と想定される主なもの
・法令必須の施設 ・清掃工場 ・最終処分場 ・火葬場 ・消防施設・防災施設 ・学校施設	・スポーツ施設 ・文化施設 ・公園 ・道路 ・土地区画整理事業 ・再開発事業

※「市民生活に必要不可欠な事業」については、当該事業実施に至る背景や経過も踏まえ判断する。
上記について、事業実施に至る背景や経過によっては、対応が異なる場合もある。



(案)

資料 4

令和 7 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市大規模事業評価委員会
会 長 小 野 田 弘 士

相模原市大規模事業評価制度について(答申)

令和 7 年 6 月 1 3 日付け 7 経監課第 3 4 5 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

相模原市大規模事業評価制度について、意思決定過程の透明性・市の説明責任・評価の公平性を確保しつつ、時代にあった効率的・効果的な制度として最適化を目指すことを趣旨として見直すことを妥当と認める。

審議結果及び見直し内容に対する意見は別紙のとおりである。

以 上

「相模原市大規模事業評価制度」に係る審議結果について

相模原市大規模事業評価委員会(以下「当委員会」という。)は、令和 7 年 6 月 13 日付けで相模原市長から諮問のあった相模原市大規模事業評価制度について、意思決定過程の透明性・市の説明責任・評価の公平性を確保しつつ、時代にあった効率的・効果的な制度として最適化を目指すことを目的に、審議を行った。

これまでの主な経過は次のとおりである。

- 令和 7 年度 第 1 回(令和 7 年 6 月 13 日)
 - ・ 諮問
 - ・ 検討事項や今後の進め方について
 - ・ 対象事業費について
 - ・ 市民からの意見聴取について
- 令和 7 年度 第 2 回(令和 7 年 8 月 18 日)
 - ・ 市民からの意見聴取について
 - ・ 対象事業について
 - ・ 本市以外が実施主体の事業について
- 令和 7 年度 第 3 回(令和 7 年 9 月 19 日)
 - ・ 答申(案)について

以下、当委員会の審議結果及び見直し内容に対する意見を示す。

1 対象事業費について

対象事業費の見直しについて、昨今の建築資材費や人件費等の高騰を踏まえ、従前の金額に適切な倍率を乗じる方向性は妥当であると考えられる。

市において適切な倍率を検討されたい。

2 市民からの意見聴取について

市民からの意見聴取の効率化について、大規模事業評価と基本計画案の策定の時期が近接しており、基本計画案に大規模事業評価において評価する内容を包含し、市民意見聴取ができる場合においては、大規模事業評価における市民意見聴取を省略することは妥当であると考えられる。

なお、都市計画決定や環境影響評価など法定手続きにおける意見聴取については、意見聴取の対象や内容、目的が大規模事業評価制度と異なることから、当該手続きにおける意見聴取をもって、大規模事業評価制度の市民意見聴取を省略することはできないと考えられる。

3 対象事業について

「市民生活に必要不可欠な事業」については、大規模事業評価制度による評価結果が「実施しない」となることが想定し難いことから、評価の対象外とすることは妥当であると考えられる。

また、「市民生活に必要不可欠な事業」の定義については、市の他制度において整理されているものを準用することが妥当であると考えられる。

評価の対象外の判断に当たっては、事業所管課、経営監理課、市の他制度の所管課であるアセットマネジメント推進課において協議をされたい。

さらに、「市民生活に必要不可欠な事業」を評価の対象とする場合については、評価項目から「事業の必要性」を省略することは妥当であると考えられる。

なお、「市民生活に必要不可欠な事業」を評価の対象外とする場合においては、当該施設整備の検討過程において、別途市の説明責任や意思決定過程の透明化に努める必要がある。

4 本市以外が実施主体の事業について

本市以外が実施主体の事業について、評価項目から「事業の必要性」を省略することは妥当であると考えられる。

以 上